

報告第2号

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正の専決処分について

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和32年前橋市条例第34号）及び前橋市立学校の授業料等に関する条例（昭和35年前橋市条例第12号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出

前橋市長 山 本 龍